

令和3年度 産業財産権制度各国比較調査研究
「近年の判例等を踏まえたAI関連発明の
特許審査に関する調査研究」
要約版



<詳細について>

本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和3年度研究テーマ一覧「近年の判例等を踏まえたAI関連発明の特許審査に関する調査研究」をご参照ください。

URL:https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/zaisanken_kouhyou.html

<お問い合わせ先>

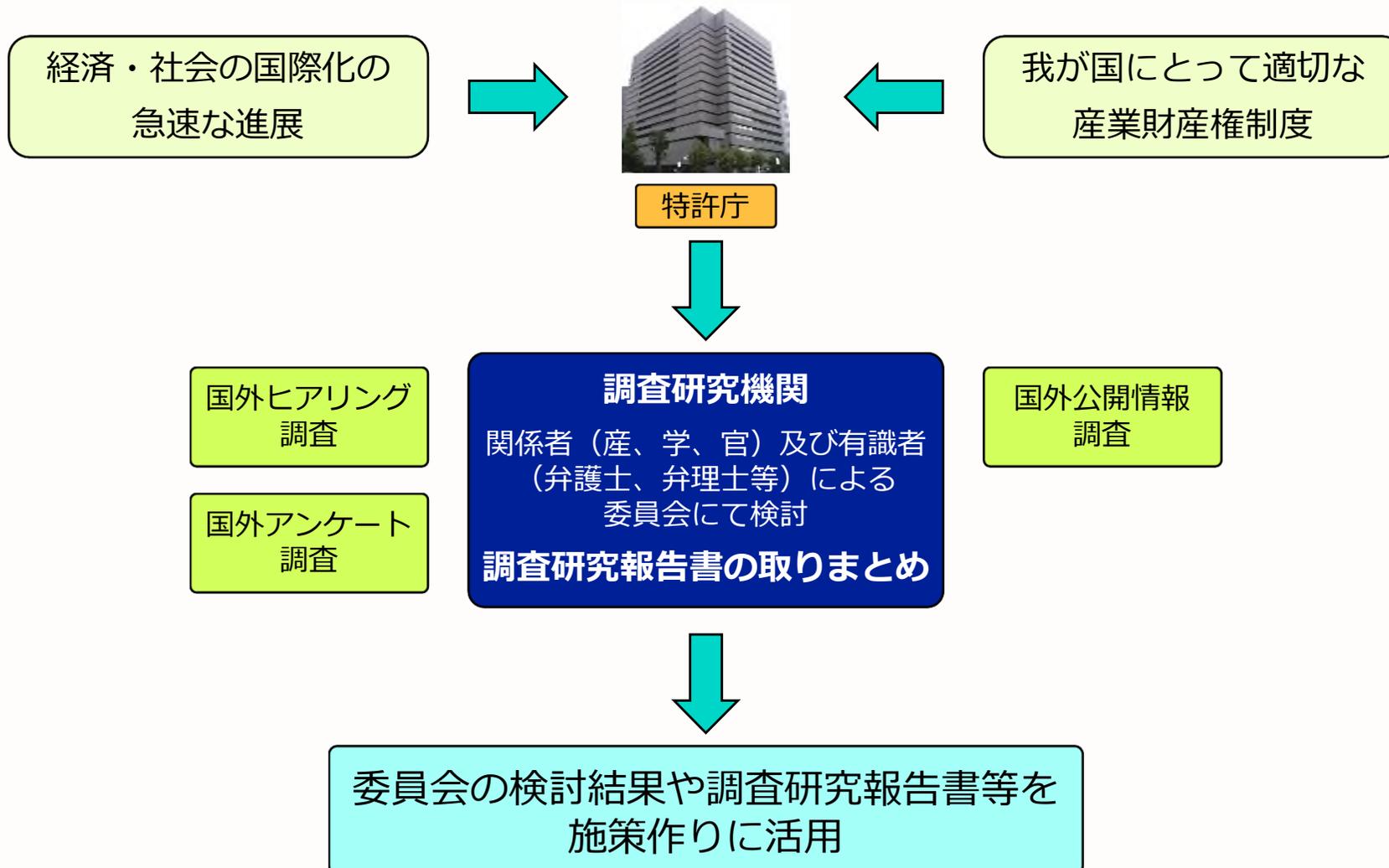
経済産業省 特許庁 総務部 国際政策課

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

TEL : 03-3581-1101 (内2561)

産業財産権制度各国比較調査研究について

- 経済・社会の変化、特に国際化が急速に進展する中で、産業財産権分野における世界主要各国の現状と動向を調査し、我が国にとって適切な産業財産権制度を実現するための施策作りの資料とすることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた委員会の開催・国外公開情報調査・国外ヒアリング調査・国外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



調査の俯瞰図

【背景】 AI技術の進展に伴い、AI関連発明の特許出願は世界的に急増している。AI技術は広範な分野において応用されるところ、このような新技術を用いた発明において、ユーザーがどのような点に留意すれば、各庁で特許を取得し得るのか、現状では必ずしも明らかではない。

また、そもそも各庁において、AI関連発明の定義から異なる可能性もある。

【目的】 各庁でのAI関連発明の定義及び特許審査（特に、発明該当性・進歩性・記載要件）における判断のポイントなどを比較・分析することで得られる情報により、ユーザーの権利取得の予測可能性を改善する。

また、各庁での特許審査の運用実態を適切に把握することで、今後の国際協力におけるプロジェクト立案・推進に役立てる。

公開情報調査

法令、審査基準、審決、判決、インターネット情報等を利用してAI関連発明に関する公開情報を収集し、整理・分析した。

海外質問票・インタビュー調査

AI関連発明の審査実務等について豊富な知見を有する現地法律事務所に対し質問票を送付し、回答を整理・分析した。さらに、追加インタビュー、質問を行った。

- ✓ AI関連発明の定義を調査し、明確化した。
- ✓ 各庁におけるAI関連発明の発明該当性、進歩性及び記載要件の調査・比較分析を行った。
- ✓ 各庁におけるAI関連発明に関する審決・判決の調査・分析を行った。

【取りまとめ】 各庁でのAI関連発明の定義及び特許審査（特に、発明該当性・進歩性・記載要件）における判断のポイントなどを、違いが判るように比較し取りまとめた。

目次

第1部 調査研究の目的

第2部 各国・機関のAI関連発明に関する制度・運用

第1章 米国

第2章 EPO

第3章 英国

第4章 ドイツ

第5章 中国

第6章 韓国

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

資料編

資料1 海外質問票

第1部 調査研究の概要

第1 調査研究の目的

各庁におけるAI関連発明の特許審査（発明該当性・進歩性・記載要件等）における判断のポイントなどを比較・分析することにより、ユーザーの権利取得の予測可能性を改善する。

AI関連発明の各国・機関における定義の差異を明らかにすることにより、今後AI関連発明に関する分析を追加で行う上での基礎資料とする。

各庁での特許審査の運用実態を適切に把握することにより、今後の国際協力におけるプロジェクト立案・推進に役立てる。

審決・判決は、各庁での審査実務に大いに影響を与え得ることから、関連する審決・判決を分析することにより、現状の運用を理解する。

第2 調査研究内容及び実施方法

各国・機関（米国、EPO、英国、ドイツ、中国及び韓国）の法令、各庁の審査基準やそれに準ずる審査実務関連の参照文書及びホームページから情報を収集し、各国・機関におけるAI関連発明の定義を調査の上、その明確化を行った。

各国・機関におけるAI関連発明の発明該当性・進歩性・記載要件（実施可能要件、サポート要件及び明確性要件）に関する法律・審査基準の調査・比較分析を行った。

各国・機関における、AI関連発明に関する審決・判決について調査・分析を行った。

第2部 各国・機関のAI関連発明に関する制度・運用

第1章 米国

1 AI関連発明の定義

- ・ USPTOは、AI関連発明を定義していない。ただし、AI関連発明の範囲については、8つのAI要素技術（知識処理、会話、AIハードウェア、進化的計算、自然言語処理、機械学習、コンピュータビジョン、計画・制御）のうちの1つ以上で構成されると定義している。

2 AI関連発明の発明該当性（特許適格性）

- ・ AI関連発明特有の規定等はなく、一般の発明と同様に判断される。
- ・ 特許適格性の要件を満たすためには、(a)特許法第101条の4つの法定カテゴリー（方法、機械、製造物及び物質）のいずれかに該当すること、及び(b)判例上の例外（抽象的アイデア、自然現象及び自然法則）のいずれにも該当しないことが必要である。
- ・ 審査実務は、MPEP§2106に従って行われる。

3 AI関連発明の新規性及び進歩性（非自明性）

- ・ AI関連発明特有の規定等はなく、一般の発明と同様に判断される。
- ・ 新規性及び進歩性の判断は、クレームにおけるすべての限定が考慮され、審査官は、クレームされた発明を個別の要素に分解し、その要素を単独で評価することはできない（MPEP§2141.02）。

4 AI関連発明の記載要件

- ・ MPEP§2161及びMPEP§2181に、それぞれ、CS関連発明の記述要件（サポート要件）及びミーンズ・プラス・ファンクション限定に関する記載がある。

5 AI生成発明

- ・ 「発明者」は「個人」（共同発明の場合は集合的個人）のことであり、「個人」とは「自然人」のことであるとする地裁判決（Thaler v Iancu, et al）が出されている。

第2部 各国・機関のAI関連発明に関する制度・運用

第2章 EPO

1 AI関連発明の定義

- ・ EPOは、AI関連発明を定義していない。ただし、欧州特許庁審査便覧G-II「3.3.1 AIと機械学習」には、「人工知能や機械学習は、ニューラルネットワーク、遺伝的アルゴリズム、サポートベクターマシン、k-means、カーネル回帰、判別分析といった、分類、クラスタリング、回帰、次元削減のための計算モデルやアルゴリズムを基礎とする。」と記載されている。

2 AI関連発明の発明該当性

- ・ 人工知能や機械学習は、単に抽象的なモデル又はアルゴリズムを指す場合があり、EPC第52条(2)(a)の「数学的方法」（発明とはみなされないもの）に該当する場合がある。
- ・ ただし、発明とはみなされないものは、数学的方法「それ自体」である（EPC52条(3)）。

3 AI関連発明の新規性及び進歩性

- ・ AI関連発明は、欧州特許庁審査便覧G-VII「5.4 技術的及び技術的でない特徴を含むクレーム」の判断手法（いわゆるCOMVIKアプローチ）に従って審査される。

4 AI関連発明の記載要件

- ・ AI関連発明特有の規定等はなく、CS関連発明と同様に判断される。

5 AI生成発明

- ・ 人間である発明者のみがEPCでいう「発明者」になり得ると結論づけた、法務審判部の審決（J 8/20及びJ 9/20）が出されている。

第2部 各国・機関のAI関連発明に関する制度・運用

第3章 英国

1 AI関連発明の定義

- ・ UKIPOは、AIについて定義に到達することは難しいとしつつ、AI関連発明を、AIシステム自体に対する発明及びAIシステムの使用を伴う発明を含むとしている。

2 AI関連発明の発明該当性

- ・ AI関連発明の発明該当性はCS関連発明と同様に審査される。
- ・ 発明該当性については特許実務マニュアルの1.07～1.40.4に記載があり、このうち特にAI関連発明に係る箇所として、1.18 (Aerotel / Macrossanテスト) 及び1.37 (AT&T指針) が挙げられる。

3 AI関連発明の新規性及び進歩性

- ・ AI関連発明特有の規定等はない。CS関連発明と同様に審査される。

4 AI関連発明の記載要件

- ・ AI関連発明特有の規定等はない。CS関連発明と同様に審査される。

5 AI生成発明

- ・ 特許法からみて特許は人にしか与えられず、DABUSは人ではないから発明者ではないとした、英国高等法院の判決 (O/741/19) が出されている。

6 その他

- ・ UKIPOは現在、AI教師データの寄託システムの実現可能性を検討中である。

第2部 各国・機関のAI関連発明に関する制度・運用

第4章 ドイツ

1 AI関連発明の定義

- ・ DPMAは、AI関連発明を定義していない。ただし、DPMAのウェブサイトには、「発明として出願された特許は、人工知能の実現に関するものか、特定の目的のためにAIを適用するものである。そのような発明は、AI関連発明とも呼ばれている。」という見解が述べられたビデオが掲載されている。

2 AI関連発明の発明該当性及び新規性及び進歩性

- ・ AI関連発明の発明該当性及び新規性及び進歩性は、CS関連発明と同様に、3段階審査アプローチに従って判断される。第1段階の審査は、特許法第1条(1)の技術的要件の審査であり、第2段階の審査は、特許法第1条(3)及び(4)の発明とはみなされないものの審査である。第3段階の審査は新規性及び進歩性の審査であるが、技術的手段に基づいて特定の技術的課題の解決を決定するもの（又は少なくとも影響を与えるもの）以外の特徴が進歩性の判断において考慮されない。

3 AI関連発明の記載要件

- ・ AI関連発明特有の規定等はなく、一般の発明と同様に判断される。

4 AI生成発明

- ・ DPMAは、発明者は自然人のみであるとして、AIを発明者とする出願を却下している。

第2部 各国・機関のAI関連発明に関する制度・運用

第5章 中国

1 AI関連発明の定義

- ・ CNIPAは、AI関連発明を定義していない。ただし、CNIPAのウェブサイトに掲載された統計報告書では、人工知能分野における専利の三つのメイン技術として、「基本アルゴリズム専利」、「基本ハードウェア専利」及び「垂直応用専利」が挙げられている。

2 AI関連発明の発明該当性及び専利適格性

- ・ AI関連発明は、(a)専利法第25条第1項第2号に規定される専利権を付与しない客体に該当せず、かつ、(b)専利法第2条第2項で規定する発明に該当することが求められる。
- ・ 上記(b)の発明該当性の判断は、専利審査指南第二部分第九章第6節6.1.2に記載された手法（技術三要素判断）に従って行われる。

3 AI関連発明の新規性及び進歩性（創造性）

- ・ AI関連発明の新規性及び創造性の判断は、専利審査指南第二部分第九章第6節6.1.3に記載された手法に従って行われる。
- ・ 創造性の審査を行う際には、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴と、前記技術的特徴が一つの全体として考慮される。

4 AI関連発明の記載要件

- ・ 専利審査指南第二部分第九章第6節6.3に、記載要件に関する記載がある。

5 AI生成発明

- ・ 願書に発明者の氏名を記載することを規定した専利法第26条等からみて、中国では、AIを発明者とする出願は認められないと考えられるが、これを裏付けるようなCNIPAからの公開情報は得られていない。

第2部 各国・機関のAI関連発明に関する制度・運用

第6章 韓国

1 AI関連発明の定義

- ・人工知能技術分野審査実務ガイドによると、AI関連発明は、発明の実施に機械学習基盤の人工知能技術を必要とする発明と定義される。

2 AI関連発明の発明該当性

- ・人工知能技術分野審査実務ガイドによると、AI関連発明の発明該当性は、CS関連発明と同様の基準に従って判断される。

3 AI関連発明の新規性及び進歩性

- ・人工知能技術分野審査実務ガイドによると、AI関連発明の新規性及び進歩性の判断は、基本的に、一般の発明と同様に、特許・実用新案審査基準に従って判断される。
- ・なお、人工知能技術分野審査実務ガイドには、AI技術に当てはめた判断例も記載されている。
- ・新規性・進歩性の判断は、請求項に記載されたすべての構成を考慮して行われる。

4 AI関連発明の記載要件

- ・人工知能技術分野審査実務ガイドによると、AI関連発明の記載要件の判断は、基本的に、一般の発明と同様に、特許・実用新案審査基準に従って判断される。
- ・なお、人工知能技術分野審査実務ガイドには、AI技術に当てはめた判断例も記載されている。

5 AI生成発明

- ・KIPOは、AIを発明者として表示した出願に対し、AIを発明者として記載することは特許法に違反する（発明者を自然人に修正しなければならない）という補正指令書を発したことを明らかにしている。

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

1 「AI関連発明」の定義

- AI関連発明の定義を審査基準等で明示している知財庁は、KIPOのみである。
- AI関連発明の範囲については、各国・機関において、AIコア発明に限定することなく、AI適用発明を含むものと理解されている。

	米国	EPO	英国	ドイツ	中国	韓国	日本
法令等に定義はあるか	No	No	No	No	No	No	No
審査基準等に定義はあるか	No	No	No	No	No	Yes	No
ウェブ等に定義はあるか	No	No	No	No	No		Yes

※日本の法令、審査基準に、AI関連発明を定義した記載はない。ただし、JPOのウェブサイトに掲載された「AI関連発明の出願状況調査 報告書」(URL: https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/document/ai_shutsugan_chosa/hokoku.pdf)では、「本調査内でのみ有効なものであり、特許庁として公式な定義を表明するものではありません。」としつつ、「AI関連発明」を「①AIコア発明及び②AI適用発明」と定義している。

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

2 AI関連発明の審査上の取扱い等に関する情報

- AI関連発明は、各国・機関において、CS関連発明に含まれる／類するものとして取り扱われている。
- 中国では、CS関連発明に関する審査基準の中に、AI関連発明等のための節が設けられている。
- 韓国では、AI関連発明用の審査基準（技術分野別審査ガイド）が設けられている。

	米国	EPO	英国	ドイツ	中国	韓国	日本
AI関連発明用の審査基準等はあるか	No	No	No	No	Yes	Yes	No
CS関連発明と同様に取り扱われるか	Yes	Yes	Yes	Yes	※	※	Yes
AI関連発明を題材にした審査事例はあるか	Yes	Yes	No	No	Yes	Yes	Yes
AI関連発明に関するウェブページはあるか	Yes	Yes	No	Yes	Yes	Yes	Yes

※中国・韓国においてAI関連発明用の審査基準等に説明されていない事項は、CS関連発明と同様に取り扱われる。

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

3 発明該当性

- 発明に該当するか否かの判断基準は、国・機関によって相違する。
- EPO、ドイツ及び中国については、進歩性の判断において非技術的特徴が考慮されない場合がある。

	「コンピュータプログラム」を発明該当性の要件を満たすものに変えるための方法
米国	発明を方法又は機械（装置）にするとともに、MPEP§2106に記載されたステップ2A又はステップ2Bを満たすようにする必要がある。
EPO	コンピュータプログラムそれ自体と解釈されないように、「コンピュータ製品」等でクレームすればよい。ただし、発明該当性が認められても、進歩性の判断において非技術的特徴が考慮されない点（COMVIKアプローチ）に留意が必要である。
英国	Aerotel/Macrossanテストをクリアするために、先行技術に対する技術的な貢献が求められる。
ドイツ	3段階審査アプローチをクリアする必要がある。なお、3段階審査アプローチの第3段階における進歩性の審査では、技術的手段に基づいて特定の技術的課題の解決を決定するか少なくとも影響を与えるもの以外の特徴が判断において考慮されない。
中国	技術三要素判断をクリアする必要がある。具体的には、発明に、技術的課題、技術的解決手段及び技術的効果が求められる。また、進歩性の判断において、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴と、前記技術的特徴が一つの全体として考慮される（換言すると、これに該当しない特徴は考慮されない。）。
韓国	発明を記録媒体クレーム等にするとともに、ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを用いて具体的に実現されているものとする必要がある。

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

4 進歩性（下記表中の質問は要約を記載、質問の全文は報告書の資料編を参照）

- 各国・機関において、課題の共通性や、作用、機能の共通性といった観点から、主引用発明に副引用発明を適用する動機づけとなりうる（進歩性なしという審査官の判断が予想される）ことが確認された。
- EPOでは、進歩性の審査において非技術的特徴が考慮されないため（COMVIKアプローチ）、相違点に係る構成の特定が不十分な場合（技術的特徴か非技術的特徴かが特定されていない場合）には、進歩性が否定され得る。ドイツも同様である。
- なお、日本では米国、英国、中国、韓国の回答と同様に判断される。

	課題や機能が共通する技術として周知である機械学習モデルを利用してシステム化する場合、進歩性は肯定されるか？	従来の推定モデルに用いられることが知られていない新たな教師データを追加した結果、推定精度が顕著に向上した場合、進歩性は肯定されるか？
米国	進歩性が否定される	進歩性が肯定される
EPO	進歩性が否定される	進歩性が否定される（※）
英国	進歩性が否定される	進歩性が肯定される
ドイツ	進歩性が否定される	進歩性が否定される（※）
中国	進歩性が否定される	進歩性が肯定される
韓国	進歩性が否定される	進歩性が肯定される

※この質問に類似する2021年11月に改訂された「ソフトウェア関連発明に関する比較研究報告書」の事例C-6の請求項2についてのEPOの見解は「進歩性が肯定される」である。

URL: https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/document/software_201903/01_ja.pdf#page=106

ただし、見解の相違は質問の相違によるものである。事例C-6の相違点の構成は技術的特徴と特定されたものであるが、本報告書の質問における相違点の構成は、上記のとおり、技術的特徴か非技術的特徴かが特定されていないものである。

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

5 記載要件 - 教師データ（下記表中の質問は要約を記載、質問の全文は報告書の資料編を参照）

- 記載要件の判断が、国・機関によって相違することが確認された。
- ニューラルネットワークの入力データと出力データの間に関連関係等が認められる場合であっても、EPO、ドイツでは、入力データの開示や、実験結果等の実施例が求められる可能性がある。
- EPOでは、たとえクレームに記載された構成であっても、明確でない構成については、進歩性の判断において考慮されない場合がある。
- 訓練によりニューラルネットワークがどのように変化するのは、当業者が予測することができない事項であるため、EPOにおけるAI関連発明の記載要件の判断は、CS関連発明における判断よりも化合物発明における判断に近くなる場合がある。

	教師データに含まれる入力データと出力データの間に関連関係等の一定の関係が存在する、又は技術常識に鑑みて入力データと出力データの間に関連関係等の一定の関係の存在を推認できれば、記載要件（実施可能要件・サポート要件）を満たすと判断されるか？ なお、日本では記載要件を満たす。	記載要件（実施可能要件・サポート要件）を満たすために、具体的な教師データの開示が求められることはあるか？
米国	記載要件を満たす	事務所により見解が分かれた
EPO	記載要件を満たさない	求められることがある
英国	記載要件を満たす	事務所により見解が分かれた
ドイツ	記載要件を満たさない	求められることがある
中国	事案による	求められることがある
韓国	記載要件を満たす	求められることがある

※二者択一で得られた回答は以上のとおりであるが、回答とともに寄せられたコメントを考慮すると、記載要件を満たすか否か／具体的な教師データの開示が求められるか否かは、各国・機関とも、ケースバイケースと考えられる。

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

6 記載要件 - マテリアルズ・インフォマティクス（下記表中の質問は要約を記載、質問の全文は報告書の資料編を参照）

- ドイツ、中国及び韓国の現地法律事務所からは、特に、化学分野については、実際の実施例が必要であるという明確な回答が得られた。
- 米国では、MPEP§608.01に予言的な例（机上の実施例）が認められることが記載されているが、AIによる予測に関する判例やUSPTOの資料はなく、見解が分かれた。英国も同様である。
- 各国・機関に出願することを考えるならば、AIを用いたマテリアルズ・インフォマティクスによる予測だけでは不十分であり、実際にそのものを製造して予測された機能を有することを評価した実施例を記載すべきである。
- なお、日本ではドイツ、中国、韓国の回答と同様に判断される。

	ある機能を有する物の発明がクレームされている場合に、発明の詳細な説明にAIを用いたマテリアルズ・インフォマティクスによる予測が示されているのみであって、実際にその物を製造して当該機能を有することを評価した実施例が記載されていない場合、実施可能要件やサポート要件を満たすか？	特に、ある機能を有する物の発明が、化学分野における組成物発明である場合に、実施可能要件やサポート要件は、どのように判断されるか？
米国	事務所により見解が分かれた	事務所により見解が分かれた
EPO	満たさない	満たさない
英国	事務所により見解が分かれた	事務所により見解が分かれた
ドイツ	満たさない	満たさない
中国	満たさない	満たさない
韓国	満たさない	満たさない

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

7 発明の記載方法 - 請求項の末尾の記載

- 各国・機関とも、請求項の末尾の記載（米国、EPO、英国及びドイツは書き出しの記載、中国は主題名称）として、「AI学習用データ」、「学習済みデータ」及び「教師データ」は、避けた方が良い。
- 各国・機関とも、「ニューラルネットワークモデル」、「学習済みモデル」は、他の表現が可能ならば、避けた方が良い。
- 多くの国・機関で、「（コンピュータ）プログラムプロダクト」が許容されることが判明したが、韓国では審査基準で明確性要件違反の例として挙げられていることから、好ましくない。
- 請求項の末尾の記載として許容されるものを「○」、請求項の末尾の記載として避けた方が良い（望ましくない）ものを「×」、一概にいけないものを「※」で表すと、傾向としては、以下のとおり。

	米国	EPO	英国	ドイツ	中国	韓国
ニューラルネットワークシステム	○	○	※	※	×	○
ニューラルネットワークモデル	○	×	×	×	×	※
プログラム	×	※	※	※	※	※
プログラムプロダクト	※	○	※	※	○	×
AI学習用データ	×	×	×	×	×	×
学習済みモデル	○	×	×	×	×	※
学習済みデータ	×	×	×	×	×	×
教師データ	×	×	×	×	×	×
教師データを記録した記録媒体	○	○	×	※	×	○
学習装置	○	○	※	※	※	○
データ構造	○	×	×	×	×	×

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

8 発明の記載方法 - 請求項の記載の留意点

請求項の末尾の記載に関しては、各国・機関において、以下のような留意点がある。

	留意点
米国	抽象的なアイデアと思われるような記載 ("A mathematical equation"、"A method of collecting data"等) は好ましくない。プロセッサ等の有形の要素を含めるとよい。
EPO	"a program"等の表現を使用した場合、"computer programs as such"と捉えられる危険性がある。"algorithm"や、"data structure"などの表現は、回避するのが賢明である。
英国	抽象的アルゴリズム又は純粋なデータを含むと解釈される可能性のあるクレームは、通常、回避するのが最善である。
ドイツ	単にプログラムの指令を含む製品をクレームするのではなく、実際に判定などが行われる装置をクレームすることが推奨されている。
中国	主題名称の末尾が「装置」や「方法」であったとしても、主題名称の中に「ニューラルネットワーク」等の、非技術的なものを含めることは好ましくない。
韓国	「ニューラルネットワークモデル」、「プログラム」は、「媒体に格納された」という限定を追加したり、記録媒体形式の請求項として作成しなければならない。

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

9 特許権が及ぶ範囲

- 法律上は権利範囲が及ぶとする見解が示されたが、判例がない状態であること、また、「教師データ」や「学習済みモデル」が「製品」でないとも考えられることから、否定的な見解も寄せられた。
- 「Yes」のコメントが寄せられた国・機関からも、判例がないという慎重なコメントが寄せられた。
- 事案によっては、現地法律事務所の見解が分かれた（Yes/No）ものもあった。

	米国	EPO	英国	ドイツ	中国	韓国
「教師データを生成する方法」のクレームによって、「教師データ」に権利範囲は及ぶか？	No	Yes	Yes	Yes	No	No
「学習済みモデルを生成する方法」のクレームによって、「学習済みモデル（プログラム）」に権利範囲は及ぶか？	No	Yes	Yes	Yes	No	No
「コンピュータシステムを生成する方法」のクレームによって、「コンピュータシステム」に権利範囲は及ぶか？	Yes/No	Yes	Yes	Yes	No	Yes/No

第3部 AI関連発明に関する制度・運用の比較 - 海外質問結果を中心に

10 拒絶理由が比較的多いと感じられる知財庁

現地法律事務所に対して、同じ内容のAI関連発明の特許出願を各国（機関）の知財庁にしたとき、拒絶理由が比較的多いと感じる知財庁があるかを質問した。

- EPOに対する指摘が多かった。
- EPOでは、ビジネスモデルや自然言語処理に関する発明の場合、現行法及び審判部による確立された解釈（COMVIKアプローチ）に従って進歩性を評価するため、他の法域よりも厳しい判断が示されると考えられる。
- 本件についてはJPOも選択肢として挙げたが、拒絶理由が比較的多いと指摘した海外の現地法律事務所はなかった。中国及び韓国についても同様である。

	USPTO	EPO	UKIPO	DPMA	CNIPA	KIPO	JPO
拒絶理由が比較的多いという回答数	★★★	★★★★★★	★	★			

※計12の現地法律事務所（各国2つ）に複数回答可で質問し、そのうち回答があった数を★で示す。

禁無断転載

令和3年度 産業財産権制度各国比較調査研究
近年の判例等を踏まえたAI関連発明の特許審査に関する調査研究
(要約版)

令和4年2月

請負先

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル4階